そえ じま **/**

じゅん

淳 講 演 会

~ちがいを楽しむ~

入場無料

2023年

由认不要】

12月9日(土)

13:20 開演/13:00 開場

コスメイト行橋

第1部 13:20~14:00

人権作品入賞者表彰 作文朗読

第2部 14:00~15:30

記念講演

※託児無料(要申込)・手話通訳あり。

11/30(木)締切

アメリカ人と日本人とのミックスルーツを持つ。生まれは大田区蒲田、育ちは千葉の浦安という中身は日本人。 容姿の違いからくる想像を絶する無視から始まる、暴言と暴力のいじめにあう小学校時代、中学校でバスケットに出 会い 180 度人生が変わる。大学時代までバスケットに没頭。卒業後は、モデルやタレントに興味を持ち、ジャンル の垣根を超え、キャラクターを活かし、映画、ドラマ、バラエティー、舞台、MC、CMで活動中。

【お問い合わせ・託児申込先】

■窓口・TEL 行橋市役所総務部 人権政策課 0930-25-1111(内線 1332)

■FAX 0930-24-3441

■メール jinkenseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

FAX・メールで申込みの際は件名を「12/9講演会託児申込」とし、

① お子様のお名前(ふりがな) ② 年齢

4 電話番号

をご記入の上お申込みください。

人権作品・人権パネル展 コスメイト行橋 ロビー 12/2(土)~12/10(日) 9時~18時(火曜休館)

主催:行橋市•行橋市教育委員会

種の明日をひらく



- 12月4日から10日までは人権週間です。
- LGBT理解増進法が公布・施行されました。
- → 子どもと向き合う子育てを 一児童虐待を防ぐために一※記念講演会のお知らせ

2023 (令和5) 年11月 行橋市・行橋市教育委員会

12月4日から10日までは、人権週間です

1945 (昭和20) 年8月15日、ポッダム宣言を受諾し、長く続いた第二次世界大戦が終わりました。戦争の惨禍の反省の中、国際連合が組織され、平和への第一歩が始まりました。特に、平和の基本としての「人権」に視点をあてた「世界人権宣言」が採択されたのが、1948 (昭和23) 年12月のことです。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、人権デー (Human Rights Day) と定められています。法務省の人権擁護機関では、1949 (昭和24) 年から毎年、12月4日から12月10日を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力し全国的に人権啓発活動が展開されます。行橋市でも、毎年、人権啓発作品の展示・表彰、及び記念講演会を行っています。

マジョリティ(社会的多数者)とマイノリティ(社会的少数者)を考える

マジョリティ(社会的多数者)

数の多さだけでなく、社会や人間関係の中でよりパワーを持っている側。 自らの特権に気付きにくく、差別に無 自覚でいられる。



マイノリティ(社会的少数者)

社会や人間関係の中で、よりパワーが少ない側。マジョリティが持つ特権がはっきりと見えやすい。その特権による差別を受けやすい。

1. マジョリティの「特権」

「人権問題は人としての権利が守られていない問題」ということを考えるために「マジョリティの特権」という視点があります。特権とはマジョリティの側にいることで苦労しなくても与えられている恩恵のことをいいます。例えば、日本では異性間の結婚制度はありますが、同性間にはまだありません。 異性間結婚はマジョリティ、同性間結婚はマイノリティになります。

<その他のマジョリティ特権の事例>

- ●多言語の字幕や副音声が無くても動画を見ることができる。
- ●階段しかない駅や、点字ブロックがない道でも移動に困らない。
- ●音や音楽が鳴らない信号機でも横断歩道を渡ることができる。
- ●夜道を歩くことに不安がない。

2. 日常に溶け込んでいる、気づかないこと

上記にあげたような "特権" は、気づかなくても困らないものであり、意識して気づこうとしない限り自覚しにくいものです。マジョリティの中にいて、"無自覚な自分" に気付くためにはどうすればよいでしょうか。まずは日常のささいな出来事に目を向けてみることです。

たとえば、障がい者専用駐車場はなぜ広くとっているのか?それは、車椅子等を下ろしたりする広さを確保するためです。また、街灯が増えることは歩きやすさという人権的視点もあるでしょう。こういった事に目を向けることも"自覚"です。

前号で、子どもの人権について、**生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利**等大切な権利 を確認しました。これは、大人からみると、子どもが社会的弱者つまりマイノリティであると考えられ ます。常に意識することでマイノリティ側の権利を向上させることができます。

映画「破戒」の上映を終えて・・・



本年7月22日(土)の人権・同和問題啓発強調月間記念行事は、映画「破戒」の上映を行いました。 島崎藤村の名作で60年ぶりに映画化された2022年公開の映画で、超満員で終える事ができました。

【あらすじ】

主人公・瀬川丑松は被差別部落出身ということを隠し、ある小学校で教師として勤務していた。

彼は、亡父から"出自を隠し続ける"よう戒めを受けていた。「なぜ隠さないといけないのか」と疑問をもちつつも、本人の出自を周囲から言われ、当時の強い差別によって小学校での勤務ができなくなっていく。しかし、丑松を支えてくれる人々(恋仲になった士族出身の娘・志保、同僚の教師、そして担任した子どもたち)の発言や行動が、たくさんの夢と希望を与えてくれる。

【感想から】

- 〇身近に、部落差別を感じることはほとんどない。しかし、差別とはする方が気付かないところに違う形で存在して いると思えたから。ありがとうございました。
- ○映画のような差別があったことを初めて知りました。最後は救われるような気持ちがしました。
- ○破戒の作中にもありましたが、どの時代になっても新しい差別が生まれるというのがとても印象的だった。
- ○知らないことで、気づかないうちに相手を傷つけてしまうことがあるので、今日知ったこと感じたことをまわりに 伝えていき、正しい人権感覚を広めたいと思いました。
- ○フィクションとはいえ、人間の真実〜差別や人権無視の行動に陥るのも一つの側面だが、愛や正義への志向がある〜が表現されていてよかった。希望を感じる映画でした。
- ○人が作った差別は、その作られた背景を勉強して、人がなくしていかなければいけないと思いました。少しでも 子や孫に伝えたいと思います。大きな声でまちがったことを言う人に対抗するには、**知ることも大切**だと思います。
- ○相手のことをよく知ることと、自分がどう変わっていけたらよいか考えるきっかけを感じました。
- ○常に意識革命が必要と思う。又、正しく理解したい。

久々に部落差別を真正面からとらえた内容に、上記の様な多くの感想をいただきました。この映画を 観た人たちの感想が、" 差別はおかしい" とする感情になっているのは、人間の善意の部分です。

このことから、「マジョリティの特権よりマイノリティの生き様への気づき」が今回の参加者には見えてきています。

日常生活の中で無自覚に人を傷つけてしまう社会の制度や仕組みの中に、マジョリティにとって生き やすいが、マイノリティにとっては生きにくい [差別を生み出す構造] がある事に気づくことが大切です。

差別を生み出さないためには・・・



差別を生み出さないためには、**自分を見つめ直し、自分の感情に余裕をもつ事も大切です**。生きるうえで悪い影響を与える感情に「不安」「怒り」「ゆううつ」の3つがあります。これらの3つの感情は消えづらいものです。消えないのは「思い通りにできない3つ」を知らないからかもしれません。

「思い通りにできない3つ」

1. 自分の感情 2. 他人の感情・評価 3. 現実

これらの「できないこと」を知り、受け入れることが非常に大事なことです。ここで気持ちに少しの「余裕」が表われてきたら幸いです。

2023年6月

B 理解増進法が公布・施行されました。

正式な法律名は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進 に関する法律」とう名前です。(ここでは、「LGBT理解増進法」と略して表記します)

背景および目的



なぜ法律ができたのでしょう?

性的指向及びジェンダーアイデンティティ*の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でな い現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に 関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにする とともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイ デンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダーア イデンティティの多様性に實容な社会の実現に資することを目的としています。

(内閣府HPより)

つまり、すべての人にとって、誰もがその性の在り方いかんにかかわらず、個人として尊重されるため には、性の多様性やマイノリティについての理解と知識の共有を広げていくことが不可欠であり、その ために関係機関への責任を定めています。

関係機関の役割

何をするのでしょう。(条文より)

- 国民の理解の増進に関する施策を策定します。
- 学術研究その他必要な研究を行います。
- 心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに知識の着実な普及、相談体制の整備その他の 必要な施策を行います。
- 連絡会議の運営を行います

● 基本計画の策定をします。

● 指針の策定を行います。

地方公共団体

- 心身の発達に応じた教育及び学習の振興を行います。
- 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策を行います。

事業主

- 労働者や児童等の理解の増進に自ら努めます。
- 情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置を講じ ます。

学校の設置者

● 家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の 機会の確保等を行います。

※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部は除いています。

● 国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力を行います。

「措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が 安心して生活することができることとなるよう、留意する。」としています。 留意事項 (第12条)

また、新法を育てていくために、見直し規定が設けられ、「この法律の規定については、施行後3年を目 途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こ ととしています。



LGBT理解増進法は、国や自治体、企業、学校が、性の多様性に関する理解を広げる上での一つの指 針、法的責任を示しています。

これまでは意識のある現場が、自助努力的に取り組みを行ってきましたが、今後は法的にも対応が要 請されることになります。

まず「知る」という意味での理解の促進に向け、着実に多様な取り組みが展開され、全ての人が尊重 される社会の基盤づくりを進めることが求められています。

法律の全文は、下記のQRコード・URLで見ることができます。



「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性にする 国民の理解の増進に関する法律」(内閣府HP)QRコード https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/law/pdf/jobun.pdf



子どもと向き合う子育てを



児童虐待を防ぐために

親から愛されず、拒否された体験にたくさんの子ども達は傷つき続け、大人になっても生まれてきた 意味がわからず苦しんでいます。安全な場所を失っている子ども達に、育児困難を感じている親たちに、 私たちは何が出来るのでしょうか。

児童虐待ってどんなもの?

身体的虐待

しつけと称して、殴る蹴るなど の暴力。タバコの火を押しつ ける。逆さ吊りにする。冬戸外 に長時間閉め出すなど



心理的虐待

無視、拒否的な態度、罵倒を 浴びせる、言葉による脅かし、 脅迫、兄弟間での極端な差別 扱い、DV目撃など。

性的虐待

性的いたずら、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体などを子供に強要するなど。

ネグレクト (養育放棄)

適切な衣食住の世話をせず放置する、病気なのに医師に診せない、乳幼児を家に残したままたびたび外出する、車の中に放置、家に閉じこめるなど。

こうした児童虐待を受け続けると、子どもたちは身体発達の遅れ、情緒不安定やうつ状態になったり、 心の傷がトラウマとなって自己否定感を強く持ったり、依存症になったり、その後の人生に大きな影響 を及ぼすこともあります。

子どもへの虐待を未然に防ぐには、子育てに不安を感じている親に対して、近隣の人々やその家族に 関わっている関係機関が手を取り合って支援していくことが求められています。



しつけ … 子どもをサポートして社会性を育む行為

体罰 (虐待) … 子どもの身体に何らかの苦痛・不快感を意図的にもたらす行為 (罰)



これらは全て虐待行為です

- 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる (反省のために長時間正座させる等)
- 子どもの意思に反して登校させない
- 子どもを無視する、心を傷つける言動をする
- しつけとして閉じ込める、外に閉め出す
- 置き去り、夜間子どもだけで家に放置する
- 罰として食事を与えない
- 子どもへ性的ないたずら、強要をする
- 子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう、暴言を吐く

悩んでいる人は、ひとりにならない、ひとりにしない

大切なのは、虐待をしてしまう前に周りが気づいてあげることです。もし、 あなたの知り合いに育児に悩んでいる人がいたら、ぜひ足を運んで話を聴い てあげて下さい。決して否定したり説教したりせず、まずは気持ちを受け止 めて下さい。そして相談窓口を伝えて下さい。

悩んでいるあなたへ、ひとりで悩まないで、相談して下さい



おかしいと感じたら迷わず連絡下さい。相談無料、秘密は必ず守ります。



京築児童相談所 0979-84-0407

子ども支援課 子ども相談係 25-1111 内線1187

行橋市児童 生徒相談センター 25-0119

※専門の職員が子どもに関する相談をお受けし困ったことを 一緒に解決していくところです。

児童相談所虐待対応ダイヤル 毎日いつでも、24時間365日対応

189(いちはやく)

行橋市女性相談電話

25-1124

京築保健環境福祉事務所

23-2970